

令和5年4月17日

各務原市総合事業 指定事業者 御中

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

令和5年3月7日送付メール「【重要】【周知】(総合事業) 令和5年度「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算」に係る取扱いについて」につきまして、計画書等の提出期限が本日となっておりますので、再度周知させていただきます。

令和5年4月以降に総合事業にて当該加算を算定希望される事業所様におかれましては、提出期限及び提出書類にご留意ください。

なお、既にご提出いただいております事業所様にも本メールを送付しておりますのでご承知おきください。

↓↓↓ 以下、令和5年3月7日送付のメール本文です ↓↓↓

各務原市総合事業 指定事業者 御中

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきまして、介護保険最新情報 Vol.1133 において取扱いが示されました。各務原市介護予防・日常生活支援総合事業における取扱いにつきまして、下記のとおりとさせていただきます。

令和5年4月以降に「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する事業所におかれましては、計画書等の提出につきまして、適切にご対応いただきますようお願いいたします。なお、毎年度、計画書の提出が必要となりますのでご承知おきください。また、令和5年4月より、「訪問型サービスA事業(A3)」および「通所型サービスA事業(A7)」において、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しております。算定を開始される場合は、計画書の提出と同時に、加算算定の届出も行っていただくようお願いいたします。

1. 提出書類

別紙「通知文書」をご確認ください。

2. 提出期限

令和5年4月17日（月）（当日消印有効）

※上記期限は令和5年4月または5月から加算を取得する場合

※令和5年6月以降に加算を取得する場合は、加算を取得しようとする月の前々月の末日

※提出期限に遅れた場合、加算の算定はできませんのでご注意ください

3. 提出方法・提出先

窓口、郵送またはメールでご提出ください。

●窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎2階）

●郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

●メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

4. 添付書類

・01_通知文書

・02_介護保険最新情報 Vol.1133

・03_介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（別紙様式2）

・04_介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙1-1）

・05_介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）

・06_サービスコード表_訪問型サービスA（A3）

・07_サービスコード表_通所型サービスA（A7）

5. その他

市ウェブサイトの様式を掲載しておりますので、ご参考ください。

●介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について

URL：

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009135.html>

6. お問い合わせ先

●コード変更について

高齢福祉課 高齢福祉係 TEL：058-383-1779（直通）

●届出について

介護保険課 施設指導係 TEL：058-383-2067（直通）

詳細につきましては、別紙「通知文書」を必ずご確認くださいませようよろしく
お願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、ご連絡いただけますと幸いです。



各務原市 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL：058-383-2067（直通）

FAX：058-383-6365

mail：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

